

# 2022年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動等に関する アンケート調査結果（経済団体等）

令和4年11月

内閣官房・文部科学省・厚生労働省・経済産業省

# アンケート調査の実施概要

## ○アンケート調査の目的

内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、「2023年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」（令和3年11月29日）の取りまとめを踏まえ、令和4年3月28日、「2023年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」を経済団体等に送付し、就職・採用活動の日程等の要請を行った。本アンケート調査は、このフォローアップとして、要請内容の周知状況等を把握するため、経済団体等に対して実施したものである。

## ○アンケート調査の実施概要

### ◆ 調査対象

「2023年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」を送付した**1,252経済団体等**

### ◆ 調査方法

内閣官房ホームページのアンケートページから回答

### ◆ 調査期間

2022年7月25日～8月19日

### ◆ 回答数・回答率

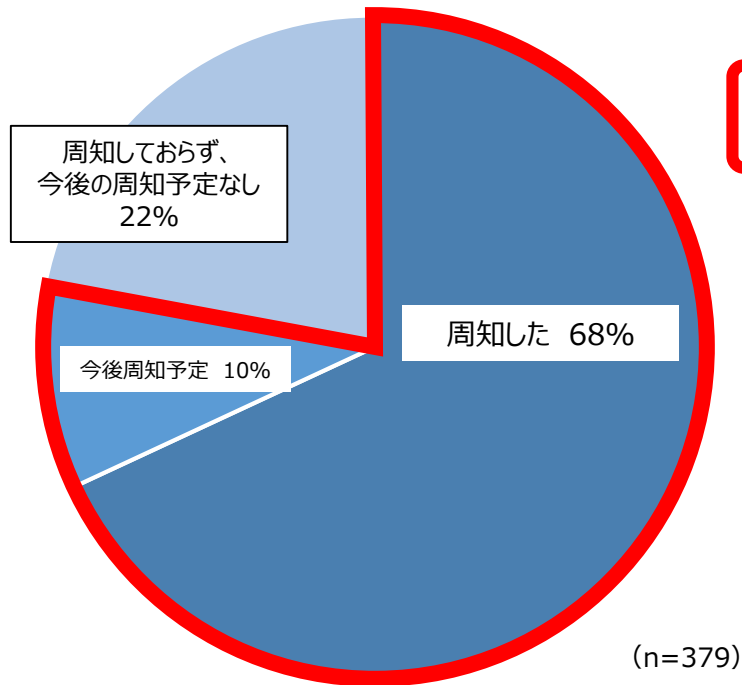
回答数 379団体（昨年度回答数 395団体）

回答率 30%（昨年度31%）

# 政府の要請文書の周知状況・周知方法

- 回答のあった379団体のうち、政府の要請文書を「周知した」団体が約68%（258団体）。「今後周知する予定」と合わせると、約78%（296団体）が周知済み又は周知予定。
- 政府の要請文書を「周知した」258団体のうち、83%（213団体）が「政府の要請文書を各加盟企業等に送付」する方法により加盟企業等へ周知。

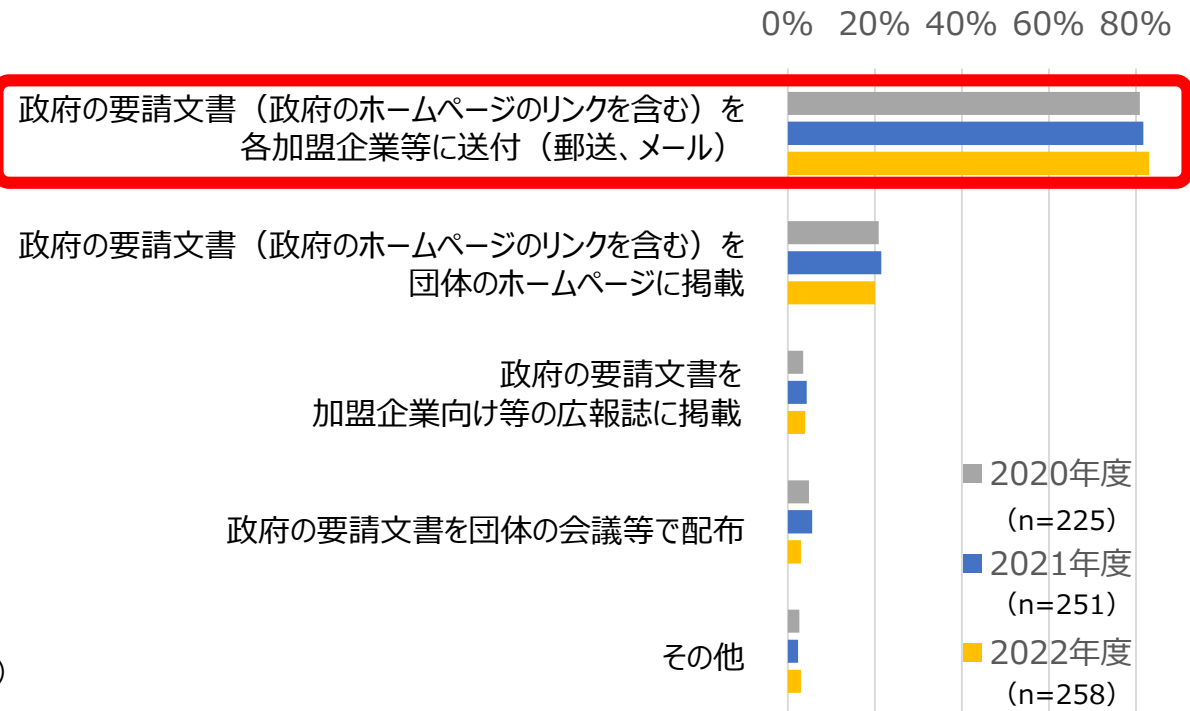
## 加盟企業への周知状況



「周知した」又は「今後周知する予定」と回答：約78%  
(昨年度：約77%)

## 周知方法

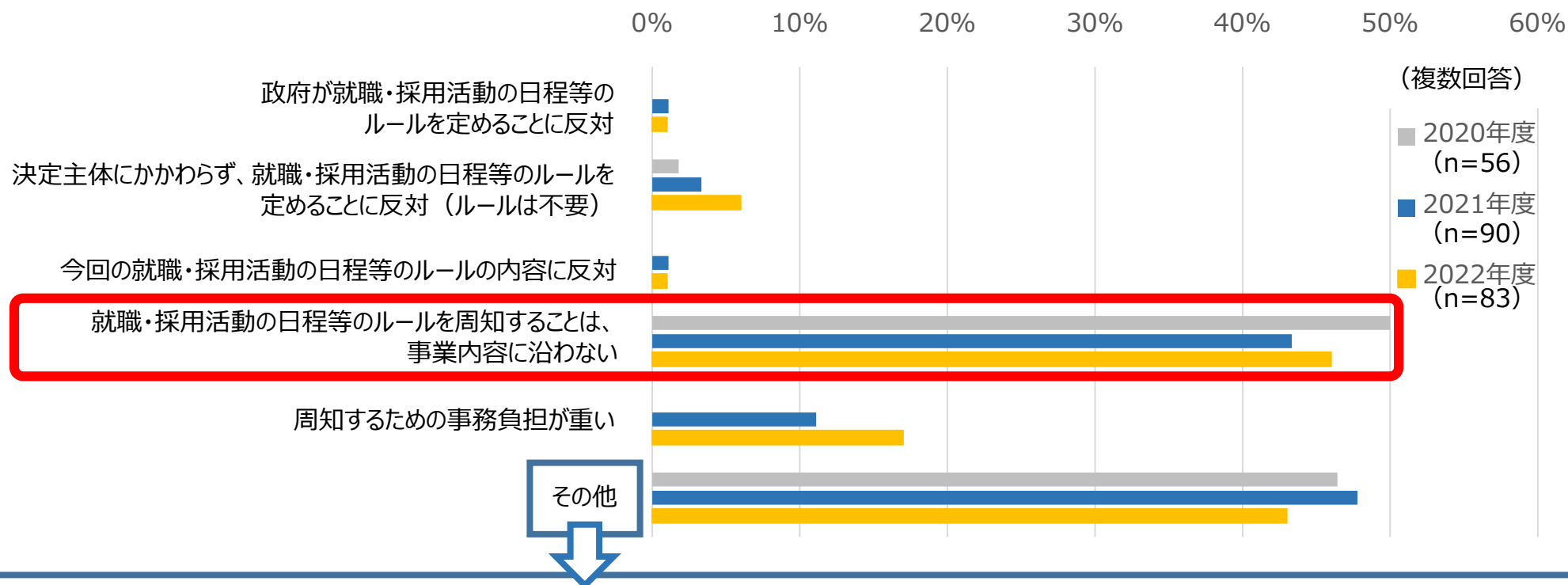
(複数回答)



# 政府の要請文書を周知しない理由

○政府の要請文書を「周知はしておらず、今後も周知する予定はない」と回答した83団体のうち、政府の要請文書を周知しない理由として、「その他」を除けば「就職・採用活動の日程等のルールを周知することは、事業内容に沿わない」が46%（38団体）と最多。

## 周知しない理由



### 「その他」の主な内容

#### ◆別ルートにて周知がされているため

会員企業は主業務でつながりのある中央団体等に属しており、当該団体から周知。等

#### ◆各社の判断に任せる

個々の会員の方針、判断に任せている。等

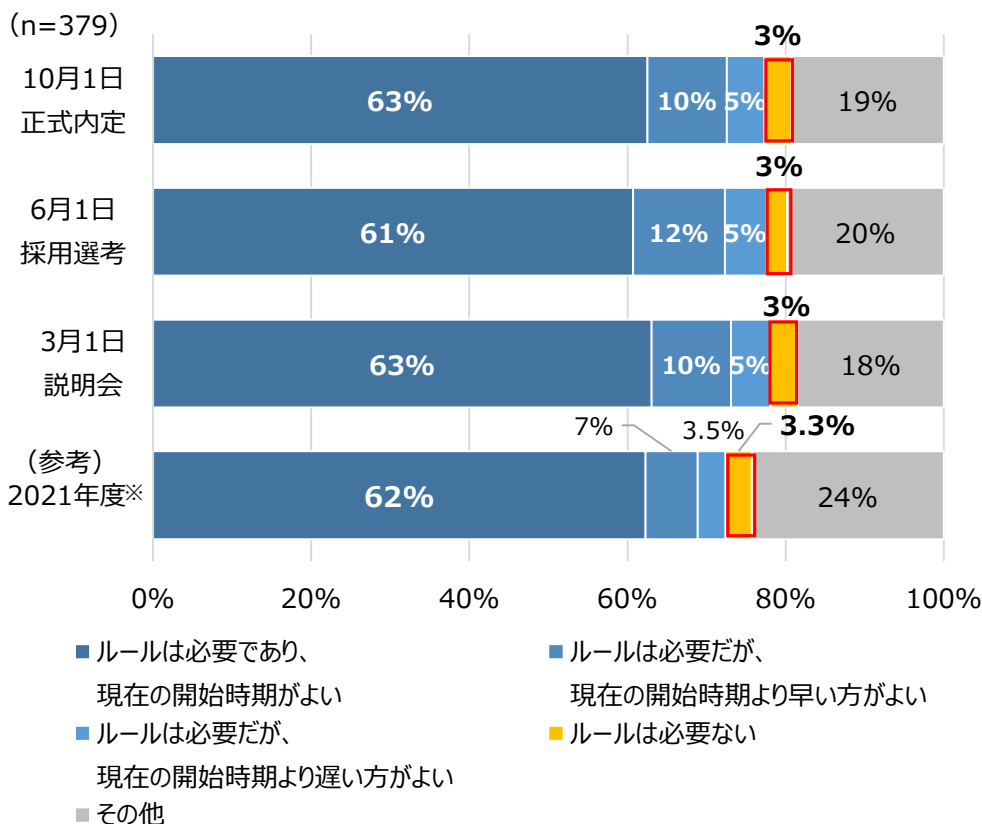
#### ◆新卒の採用が少ない

会員企業の大半が中小であり、定期的な採用を行っていないため。採用計画無し。等

# 就職・採用活動日程のルール的重要性

- 就職・採用活動日程のルール的重要性については、正式内定、採用選考活動、企業説明会の全てにおいて、約6割が「ルールは必要であり、現在の開始時期がよい」と回答。
- 現在の開始時期より早い方又は遅い方がよいとの回答も合わせると、何らかのルールは必要との回答は、全体の約8割が回答。一方、「ルールは必要ない」との回答は約3%に過ぎない。

## ルールの必要性



※2021年度調査では、3月・6月・10月の個別ルールではなく、「就職・採用活動日程のルールの必要性」をまとめて尋ねた。

## 就職・採用活動日程のルールについての主な意見・要望

### ◆就活ルールは必要とする意見

- 知名度もなく、人材獲得のコストも少ない中小企業において、優秀な人材の獲得が厳しくなっており、「就活日程ルール」によってある程度歯止めが効く、実効的な手段となるような制度が必要と考える。
- 就職・採用活動においては、学生の勉強時間を確保するよう配慮する必要があり、全ての学生が公平に扱われるべき。
- ルールは、現状の時期設定で良い。明らかにこのルールが守られていない現状を改善するには多少厳しい罰則がないと、大企業・有名企業が有利になるばかりで人材の偏在が進んでいくばかり。

### ◆就活ルールは不要又は見直しが必要とする意見

- 通年採用も広がっている中、採用に関するルールを定めることが採用活動を含む自由な企業活動を制限していないかどうか、検証を要する。
- 大企業と中小企業との採用格差を考えると、ルールは大企業のみとし、中小企業は自己責任にて自由に活動をさせていただきたい。
- インターンシップについてまで政府に決められることを望まない。

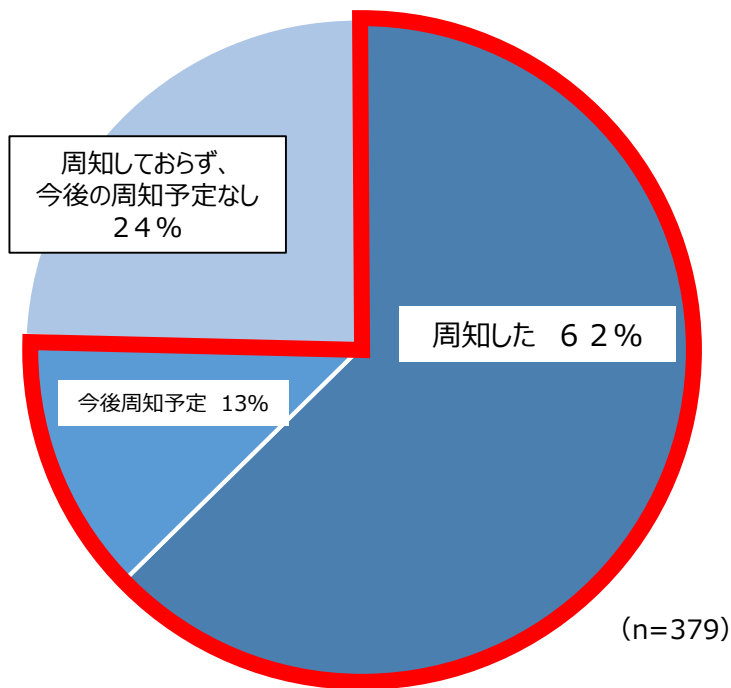
### ◆その他の意見

- ルールを守らない企業が優位にならないようにしてほしい。
- 約束を守って就職・採用されている企業名を政府側で発表していくべき。
- 目安としての開始時期(=ルール)を設定した上で、学業と両立しながら柔軟に対応していくことが良い。

# インターンシップに関する三省合意の周知状況

- 本年6月13日、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、インターンシップに関する合意「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」を改正。政府（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）は、このインターンシップの見直しに関する周知について、経済団体（1,252団体）に要請。
- 回答のあった379団体のうち、政府の本要請文書を「周知した」団体が約62%（236団体）。「今後周知する予定」と合わせると、約75%（287団体）が周知済み又は周知予定。

## 加盟企業への周知状況



## 主な見直し内容

- インターンシップを整理・類型化
- インターンシップで得た学生情報を利用可能とする条件（タイプ3インターンシップ）の要件化等  
[主な要件]
- (1) 就業体験要件**  
実施期間の半分を超える日数を就業体験
- (2) 指導要件**  
職場の社員が学生を指導  
終了後に学生に対しフィードバックを実施
- (3) 実施期間要件**  
5日間以上
- (4) 実施時期要件**  
学部3・4年、修士1・2年の長期休暇期間
- (5) 情報開示要件（HP等で公表）**  
プログラムの趣旨、就業体験の内容、  
学生情報を採用活動開始以降に活用する旨の有無、  
インターンシップの実施計画（時期・回数・規模等）  
採用選考活動等の実績概要 等

「周知した」又は「今後周知する予定」と回答：約75%